

〔新型コロナウイルス感染防止対策のための教職員行動指針〕

1. 感染防止のための基本方針

- ・日本文理大学附属高等学校学則第1条の目的達成のため、校内感染を防ぎ、生徒の学びの場を維持することを最優先する。
- ・「新しい生活様式（5月4日新型コロナウイルス感染症専門家会議提言）」を実践・徹底する。
- ・「感染リスクが高まる『5つの場面』（10月23日）新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）」を回避する。

【校内での感染防止対策について】

- ・授業中や業務中での定期的な換気を徹底する。
 - ・「密閉空間」「密集場所」「密接場所」の3密をそれぞれ徹底的に回避する対策を講じる。
- 〔対策例〕○授業開始時に必ず換気を行う。
- 職員室・教室の換気扇で常に空気の循環を強制的に行う。
 - 設備・器具を頻繁に消毒。
 - 仕切り版等の遮断物を活用 等

【日常生活での感染防止対策について】

- ・不要不急な外出や会合等への参加については、自粛する。~~感染防止に十分配慮し、各自の判断と責任で行動する。~~
- ・~~感染リスクが極めて高いカラオケや飲食等に伴うマスクを外した状態での会話は自粛する。~~
- ・自己の行動を記録（把握）する。
- ・毎日「健康観察チェック表（BLEND）」を利用して記録を必ず行う。
- ・~~空気中にウイルスを含む飛沫が浮遊し、感染リスクが極めて高いカラオケは自粛する。~~

【出張時の留意事項等】

- ・出張については、出張者及び校長が慎重に検討し、必要と認められるものについて手続きを行う。
- ・~~「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が発令されている地域県外への出張を自粛する。（対象地域を通過しただけであれば除外）。~~
- ・出張時における夜の会食は原則、自粛する。
- ・~~やむを得ず~~県をまたぐの出張を行った際には、必ず帰県時に抗原検査（自治体が設置する最寄りの抗原検査センター）もしくはPCR検査を行う。

【国内移動時の留意事項】

- ・「~~緊急事態宣言~~」及び「~~まん延防止等重点措置~~」が発令されている地域県外への出張を自粛する。
—(対象地域を通過しただけであれば除外)。
- ・やむを得ず県をまたぐ移動を行った際には、必ず帰県時に自治体が設置する最寄りの抗原検査センターにて、抗原検査を行う。
- ・県をまたぐ移動を行う際は、特に「1. 感染防止のための基本指針」を徹底する。

【高校構内への入構について】

- ・高校構内では必ずマスク（不織布）を着用する。
- ・2. 高校や医療機関へ相談する目安と行動に当てはまる場合は、高校に入構せず、必ず、教頭・事務長に電話連絡する。

【海外渡航について】

- ・外務省ホームページにおいて、感染症危険レベル2以上の国・地域への渡航（私事渡航含む）は、原則、中止

2. 高校や医療機関へ相談する目安と行動について

- ・以下のいずれかの症状に該当する場合は、無理をせず出勤は控え、保健所（受診相談センター）に連絡をし、その結果を高校（教頭もしくは事務長）へ電話連絡する。
- ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。
- ② 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合。
（※）高齢者、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方。
- ③ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合。
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）
- ・発熱、咳、全身倦怠感等、体調不良の症状が、治療薬を使用しないで体調が完全に回復した場合は、体調が完全に回復して2日後（症状が喪失した日を0日として3日目）から出勤する。
- ・医療機関に必ず受診可能かを本人が電話連絡した上で受診することを前提とする。
- ・担当授業は振替えもしくは課題学習とする。
- ・出勤停止期間中の勤怠の取り扱いは、「特別休暇」とする。
- ・自己の行動を記録（把握）する。

3. 新型コロナワクチン接種の副反応による発熱等の症状がある場合について

- ・新型コロナワクチンの接種日以降に副反応による発熱等の症状があり、出勤が難しい場合は、無理をせず出勤は控え、高校（教頭もしくは事務長）へ電話連絡する。
- ・当該期間中の勤怠の取り扱いは、「特別休暇」とする。

4. 感染が判明または疑いがある場合の行動について

感染が判明または疑いがある場合は、所轄保健所に連絡を取り、以下の対応を行う。

(1) 教職員本人が感染した場合

- ・ 高校（教頭及び事務長）に電話連絡をする。
- ・ 医療機関にて治療及び経過観察を実施する。
- ・ 所轄保健所（受診相談センター）に連絡する。
- ・ 退院後、高校に電話連絡する。
- ・ 罹患後の出勤開始については、医師の許可を必要とする（「診断・治癒証明書」を医師に記入していただき、事務長へ提出）。
- ・ 高校は、発生時に学内（該当の建物等）消毒作業を実施する。
- ・ 出勤停止期間中の勤怠の取り扱いは、「特別休暇」とする。
- ・ 自己の行動を記録（把握）する。

(2) 教職員本人が濃厚接触者または感染が疑われる場合

- ・ 感染の有無に関わらず大学へ電話連絡する（途中経過含む）。
- ・ 所轄保健所（受診相談センター）に連絡する。
- ・ 保健所からPCR検査が必要と判定された場合は、検査結果が判明するまで自宅待機する。
- ・ PCR検査が不要と判定された場合及びPCR検査の結果が陰性である場合は、その後毎日の体温測定など健康観察自己管理に努め、常時マスク着用を条件に出勤可能とする。また、保健所から別途指導や指示がある場合は、その指導・指示に従う。
- ・ 出勤停止期間中の勤怠の取り扱いは、「特別休暇」とする。
- ・ 自己の行動を記録（把握）する。

5. 家族等の同居者が新型コロナウイルスの感染疑いや濃厚接触者となった場合

- ・ 家族等の同居者が新型コロナウイルスの感染疑いや濃厚接触者となった場合は、必ず高校に連絡する（濃厚接触者と指定される可能性が非常に高いため）。
- ・ 同居家族の学校の同クラスや、同居家族の職場で接触する可能性の高い部門等で、陽性者が確認された場合、同居家族が濃厚接触者でないことが確認されるまで、教職員の出勤は控え、必ず教頭、事務長、東に連絡する。その場合の勤怠取り扱いは、「特別休暇」とする。
なお、濃厚接触者でないと確認されるまで、一定期間を要する場合、教職員が自らPCR検査若しくは抗原検査を実施し、陰性であることが確認できた場合は教頭・事務長・東へ連絡のうえ、出勤可とする。

【本件に関する相談窓口】

○教職員等窓口：教頭・事務長・東 0972-22-3501

※本行動指針の策定及び更新履歴

令和3年9月1日策定（令和3年8月18日更新学園規定より）

令和3年11月1日更新

令和4年1月12日更新

令和4年1月26日更新